

- 第4期 土佐清水市障害者計画
- 第7期 土佐清水市障害福祉計画
- 第3期 土佐清水市障害児福祉計画



土佐清水市  
令和6年3月

目 次

<b>第1章 基本的な考え方</b>	
1. 計画策定の背景・趣旨	1
2. 計画の位置付けと役割	1
3. 計画の期間及び見直しの時期	2
4. 計画の策定体制	2
5. 計画の進捗状況の把握と評価	2
6. 障害者福祉と「持続可能な開発目標」(SDGs)	2
<b>第2章 障害のある人を取り巻く現状と課題</b>	
1. 障害のある人の状況	5
2. 課題	7
<b>第3章 計画の基本的方針</b>	
1. 計画の基本理念	9
2. 計画の基本目標	9
3. 計画の施策体系	10
<b>第4章 施策の展開</b>	
1. 障害者差別解消及び権利擁護の推進・虐待防止対策	11
2. 生活支援の充実	12
3. 生活環境の整備	13
4. 教育・育成体制の充実	14
5. 雇用・就業の促進	15
6. 保健・医療体制の充実	16
7. 情報アクセシビリティの向上、意思疎通支援体制の充実	17
8. スポーツ・文化活動の振興と社会参加の促進	18
9. 災害発生時等の安全・安心の確保	19
10. 行政機関における配慮の推進	20
<b>第5章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の目標</b>	
1. 施設入所者の地域生活への移行	21
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	21
3. 地域生活支援の充実	21
4. 福祉施設から一般就労への移行等	21
5. 障害児支援の提供体制の整備等	24
6. 相談支援体制の充実・強化等	25
7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	25
<b>第6章 障害福祉サービス見込み量</b>	
1. 訪問系サービス	26
2. 日中活動系サービス	26
3. 居住系サービス	30
4. 相談支援	31
5. 障害児支援	32
6. 発達障害のある人への支援	34
<b>第7章 地域生活支援事業</b>	
1. 基本的な考え方	35
2. 実施事業と見込み量	35
<b>資料編 土佐清水市地域自立支援協議会設置要綱</b>	39

# 第1章 基本的な考え方

---

## 1. 計画策定の背景・趣旨

土佐清水市では、平成9年3月に「完全参加と平等」を基本理念とした「土佐清水市障害者計画」を策定し、平成18年度、平成23年度、平成28年度の見直しを経て令和5年度までの計画期間として第3期の土佐清水市障害者計画を策定し、障害のある人に対する福祉施策の充実に努めてきました。

国においては、平成25年4月に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という）の施行、平成26年1月に障害者の権利に関する条約を批准して以後、様々な制度改正等を行い障害のある人の権利擁護の推進や障害福祉サービスの充実等が図られてきています。

その一方で、障害のある人の高齢化や障害の重度化、更には家族の高齢化や「親亡き後」に向けた支援、医療的ケアの必要な子どもや発達障害のある子どもに対する支援の充実、強度行動障害など専門的な支援が必要な障害のある人への対応等の強化が求められており、支援の在り方が複雑化しているなか、障害のある人に必要な支援の提供体制には地域格差があるなど課題が多岐にわたっています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は社会に非常に大きな影響を与え、障害のある人やその家族も日常生活において様々な制約を受けるとともに、障害への配慮が不十分であるために生じた困りごとも多く見られました。

こうした状況を踏まえ、令和5年度に第3期土佐清水市障害者計画、第6期土佐清水市障害福祉計画及び第2期土佐清水市障害児福祉計画の計画期間が終了することから、新たな制度や社会の動向、障害のある人を取り巻く環境と要望の変化に対応するため、施策や事業を見直すとともに、この3つの計画を一体的に策定することとしました。

## 2. 計画の位置付けと役割

### 1. 法的な位置づけ

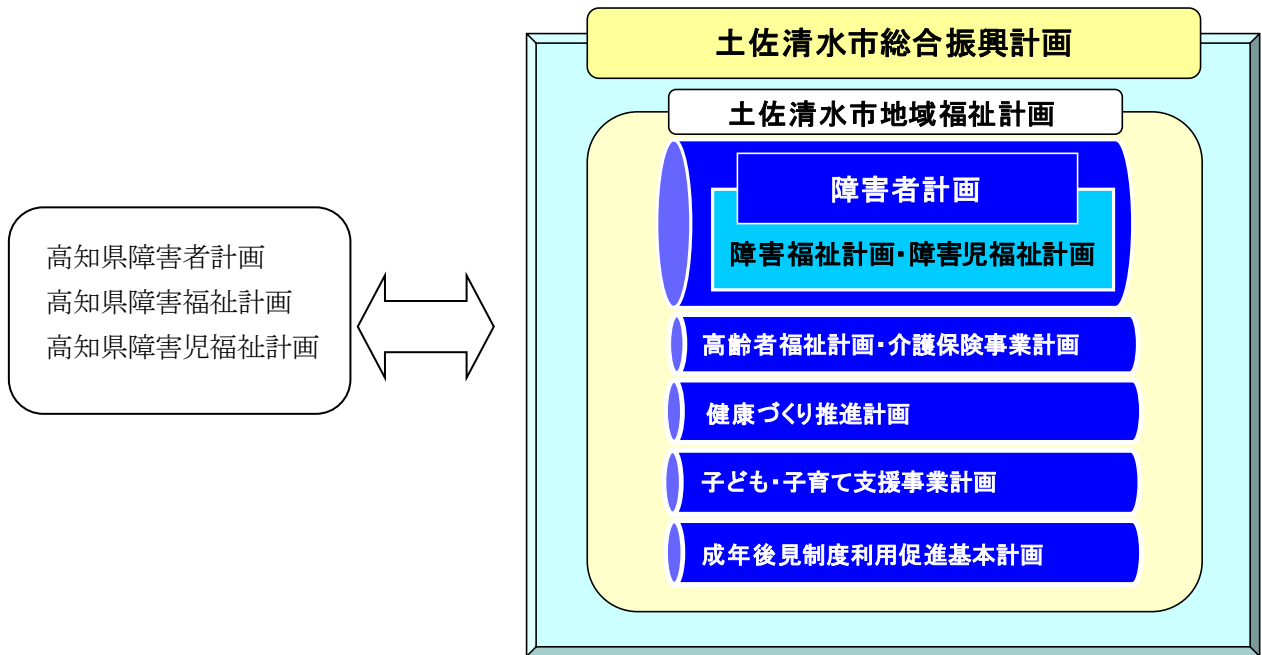
本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定される「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条に規定される「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に規定される「市町村障害児福祉計画」を一体的に定めたものです。

### 2. 土佐清水市の他計画との関係

「第4期土佐清水市障害者計画」は、上位計画にあたる「土佐清水市総合振興計画」をはじめ、「土佐清水市地域福祉計画」との整合性を図りつつ、保健福祉行政に関する計画である「土佐清水市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「土佐清水市健康づくり推進計画」、「土佐清水市子ども・子育て支援事業計画」及び「成年後見制度利用促進基本計画」との調和を踏まえて策定しました。

また、「第7期土佐清水市障害福祉計画」及び「第3期土佐清水市障害児福祉計画」は、第4期土佐清水市障害者計画に基づく実施計画と位置付けられます。本計画は、国や県が定める基本指針、他の関連計画等との整合・連携を図り、障害福祉サービス等の見込み量及び提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策などを示す計画で、土佐清水市の障害者施策を総合的かつ計画的に定めるものです。

【土佐清水市の他計画との関係図】



### 3. 計画の期間及び見直しの時期

「第4期土佐清水市障害者計画」の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とし、「第7期土佐清水市障害福祉計画」及び「第3期土佐清水市障害児福祉計画」の計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

ただし、国の法制度の改正や社会情勢の変化、障害のある人のニーズに対応するため、必要に応じ、計画期間中であっても変更または見直すこととします。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第4期 土佐清水市障害者計画 (令和6年度～令和11年度)	→					
土佐清水市障害福祉計画 【第7期】 (令和6年度～令和8年度)	→					
【第8期】 (令和9年度～令和11年度)				→		
土佐清水市障害児福祉計画 【第3期】 (令和6年度～令和8年度)	→					
【第4期】 (令和9年度～令和11年度)				→		

## 4. 計画の策定体制

### (1) 土佐清水市障害者計画策定部会

土佐清水市障害者計画の策定にあたっては、土佐清水市相談支援事業を実施する事業所（土佐清水市社会福祉協議会、ふくしねっと CoCo てらす相談支援事業所、相談支援事業所たいよう、幡多希望の家相談支援センター）及び関係機関で構成する障害者計画策定部会で、前回計画の事業評価を行い、これまでの成果や課題の抽出、地域の実情に応じたサービス提供体制確保や数値目標の検討を行い、計画案を策定しました。

### (2) 土佐清水市地域自立支援協議会

土佐清水市地域自立支援協議会は、地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として、日頃より障害福祉施策に関わる関係機関・団体等で構成しており、本計画の策定にあたって協議会の中で審議を行い、提案のあった意見を反映させ本計画を策定しました。

### (3) 障害のある人のニーズ把握

障害のある人の日常生活状況や障害福祉行政に期待することなどを把握するとともに、障害福祉施策の方策を検討する基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

- 調査対象者 障害福祉サービス利用者または障害児通所支援サービス利用者
- 調査方法 サービス利用者にアンケート用紙を送付（施設等を含む）
- 調査期間 令和4年12月23日～令和5年1月31日

	障害福祉サービス利用者	障害児通所支援サービス利用者
対象者	134人	6人
回答者	107人	4人
回答率	79.85%	66.67%

また、地域生活支援拠点事業を相談支援事業所である特定非営利活動法人ふくしねっと CoCo てらすに委託し、障害があり在宅で生活をしている方を訪問するなど、日常生活状況等を把握することに努めています。

## 5. 計画の進捗状況の把握と評価

計画に基づく施策を推進するため、土佐清水市地域自立支援協議会で、計画の実施状況について報告を行うとともに、計画の進捗状況の確認、事業内容についての評価を行い、評価の結果は、ホームページ等を通じて公表します。

## 6. 障害者福祉と「持続可能な開発目標 (SDGs)」

持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals) は、2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

SDGsは「誰一人取り残さない」ことを基本理念として、以下の17の目標が掲げられています。これは地域共生社会の考え方と一致することから、本計画においてもSDGsの視点を踏まえたものとします。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1 貧困をなくそう
2 飢餓をゼロに
3 すべての人に健康と福祉を
4 質の高い教育をみんなに
5 ジェンダー平等を実現しよう
6 安全な水とトイレを世界中に
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
8 働きがいも経済成長も
9 産業と技術革新の基盤をつくろう
10 人や国の不平等をなくそう
11 住み続けられるまちづくりを
12 つくる責任 つかう責任
13 気候変動に具体的な対策を
14 海の豊かさを守ろう
15 陸の豊かさも守ろう
16 平和と公正をすべての人に
17 パートナリーシップで目標を達成しよう

## 第2章 障害のある人を取り巻く現状と課題

### 1. 障害のある人の状況

#### (1) 身体障害者手帳所持者の状況

(平成28年3月31日現在)

(人口：14,523人 単位：人)

障害内容	等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計		
								18歳未満	18歳以上	計
視覚		31	23	2	8	14	3	0	81	81
聴覚・平衡		2	32	10	13	0	37	4	90	94
肢体不自由		88	119	172	165	85	54	2	681	683
音声・言語・そしゃく		0	1	2	6	0	0	0	9	9
内部		183	1	31	142	0	0	4	353	357
計		304	176	217	334	99	94	10	1,214	1,224

(令和5年3月31日現在)

(人口：12,161人 単位：人)

障害内容	等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計		
								18歳未満	18歳以上	計
視覚		21	21	2	6	8	3	0	61	61
聴覚・平衡		1	24	5	8	0	15	1	52	53
肢体不自由		54	87	109	101	52	39	1	441	442
音声・言語・そしゃく		0	0	1	4	0	0	0	5	5
内部		176	3	50	94	0	0	3	320	323
計		252	135	167	213	60	57	5	879	884

#### (2) 療育手帳所持者の状況

(各年3月31日現在)

年次	区分	重度			中度・軽度			合計		
		A	A1	A2	B	B1	B2	18歳未満	18歳以上	計
平成23年		1	21	56	2	28	31	11	128	139
平成28年		1	22	51	1	30	33	11	127	138
令和2年		1	21	49	1	29	34	9	126	135
令和5年		1	21	46	0	26	32	9	117	126

### (3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

(各年3月31日現在)

年次	区分	1級	2級	3級	合計	合計		
						18歳未満	18歳以上	計
平成23年		5	38	5	48	0	48	48
平成28年		6	66	10	82	0	82	82
令和2年		13	103	15	131	0	131	131
令和5年		9	105	14	128	0	128	128

精神障害者保健福祉手帳の交付は平成7年度から開始されており、所持者数は、増加傾向となっています。

### (4) 特定医療費（指定難病）医療受給者証交付者数の状況

(各年3月31日現在) (単位：人)

年次	区分	交付者数
平成23年		135
平成28年		162
令和2年		137
令和5年		133

平成25年4月から障害者総合支援法に定める障害の対象に、難病等が加わり、障害福祉サービス等の対象となりました。

「難病」とは、平成27年1月施行の「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」により1から3のとおり定義されています。ただし、がんや精神疾患、感染症、アレルギー疾患等、個別の施策体系があるものは含まれていません。

1. 発病の機構が明らかでない
2. 治療方法が確立していない希少な疾病である
3. 当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの

国が「難病」の具体的な疾病を継続的かつ専門的に選定し、そのうち以下の要件を満たす疾患を「指定難病」と位置づけ、医療費の助成が行われています。

- 患者数が我が国で一定数に達しない
- 客観的な診断基準、またはそれに準ずる基準が確立している



## 2. 課題

### (1) 障害者理解の促進と差別解消に向けた取組

障害のある人が尊厳を持ち、地域でその人が望む生活を送るためには、障害に対する理解の促進と虐待の防止・差別の解消に向けた取組が大切です。アンケート調査においても、障害のある人に対する差別や偏見があるとの回答があり、精神障害や知的障害、身体障害の内部障害等見た目ではわかりづらい障害についても、特性を正しく理解できるよう啓発を継続することが大切です。

### (2) 障害福祉サービスの充実と地域福祉の推進

全ての人が障害の有無や年齢に関係なく、個性や違いを認め合いながら地域社会に参加できるように、地域の中で助け合い支え合う共助とともに、必要な福祉サービスを提供できる支援体制の更なる充実も求められています。アンケート調査においても、障害児放課後等デイサービス事業や訪問型の福祉サービスの充実が課題となっています。必要な福祉サービスを必要な時期に利用できるよう、相談体制の整備及び情報アクセシビリティの向上が大切となります。

また、障害のある人の親の高齢化など、親なき後を見据えた支援体制の整備についても障害のある人及び家族が安心して暮らすために重要となっています。

### (3) 生活環境の整備

住居は、暮らし・健康・福祉の基盤であり、障害のある人が住み慣れた地域の中で、個人の尊厳が保障され、自立し生活を送るうえで重要となります。住環境におけるバリアフリー化、また、グループホーム、福祉ホーム等の整備のほか、公共交通機関による移動手段の確保も障害のある人が自立した生活を送るうえで必要となり生活の基盤として重要です。

このため、各種障害福祉サービスや生活を支える様々な社会福祉制度の活用を図り、自己決定による自立した生活への支援を推進する必要があります。

### (4) 早期療育・保育・教育の充実

療育指導を必要とする子どもの能力や特性を最大限に伸ばしていくためには、その成長過程における療育と教育の果たす役割は大きく、子どもたち一人ひとりの障害特性に応じた適切な療育や教育を幼児期から提供していくことが必要です。

また、発達障害については早期に把握し、個々の状態や特性、発達段階、適性に応じ、適切な教育環境や支援体制を整備する必要があります。

#### (5) 雇用・就労の場の確保

障害のある人の職業的自立は、生計を維持するとともに、生きがいつくりや社会参加を促進するうえで大きな意味をもちますが、事業所で就業している障害のある人は少なく、就労の場の確保が課題となっています。また、工賃が安く安定した生活を送ることが困難という課題もあります。

このため、就労相談体制の充実、事業所への啓発、障害者職業訓練の推進、雇用・就労の機会の確保に向けた取組を強化していく必要があります。

#### (6) 保健・医療の充実

障害のある人にとって、保健・医療の充実は健康の保持、障害の重度化を防ぐために欠かせません。障害のある人一人ひとりの健康の保持増進を図り、充実した生活が営める条件を整備していく必要があります。

また、障害の内容や状況に応じた保健・医療施策の実施が重要であり、予防から早期発見、早期治療、更に継続的な治療や医学的リハビリテーションへとつなげていくため、関係機関の緊密な連携体制の確立が求められます。

#### (7) 社会参加の促進

生涯学習、文化芸術、スポーツ・レクリエーション活動等の社会参加活動は、障害のある人の自己実現、自己表現の場であり、障害のある人と住民の相互理解の促進を図る面からも重要です。

そのため、日中活動の場の確保、障害のある人の社会参加拡充のための人材育成、地域の交流機会の増大、啓発や情報提供といった取組が必要となっています。

#### (8) 災害発生時等の安全・安心の確保

障害のある人にとって、地震発生時や集中豪雨など災害時への対応は、緊急情報の収集から避難場所への移動まで困難なものとなっています。また、避難所での生活は、その障害特性に応じた環境整備が求められ、避難所運営者や地域住民の理解・協力も不可欠であります。

そのため、避難行動要支援者名簿の更新や個別避難計画の作成、更新を定期的に行い、避難所で必要な配慮や支援が行われるための避難所運営マニュアルの整備、福祉避難所整備等の避難支援体制を構築する必要があります。

## 第3章 計画の基本的方針

---

### 1. 計画の基本理念

#### 地域の支えあいの中で、いきいきと暮らせる共生社会の実現

全ての市民が、障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすことができる「共生社会」を目指した地域づくりを進めます。そのために、住民一人ひとりが障害や障害のある人に対する正しい理解と認識を持つことが大切です。

また、障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、障害特性やライフステージに対応したサービスの提供や保健・医療・教育・雇用等の支援体制の整備を図ることが重要です。

本計画では、障害のある人もない人も、ともに支えあい、安心して住み慣れた地域でいきいきと暮らせる「共生社会」を目指す地域づくりを進めるため、「地域の支えあいの中で、いきいきと暮らせる共生社会の実現」を基本理念とします。

### 2. 計画の基本目標

- ①ともに支えあう地域づくり
- ②安心して暮らすことができる支援体制づくり
- ③社会参加の基盤整備

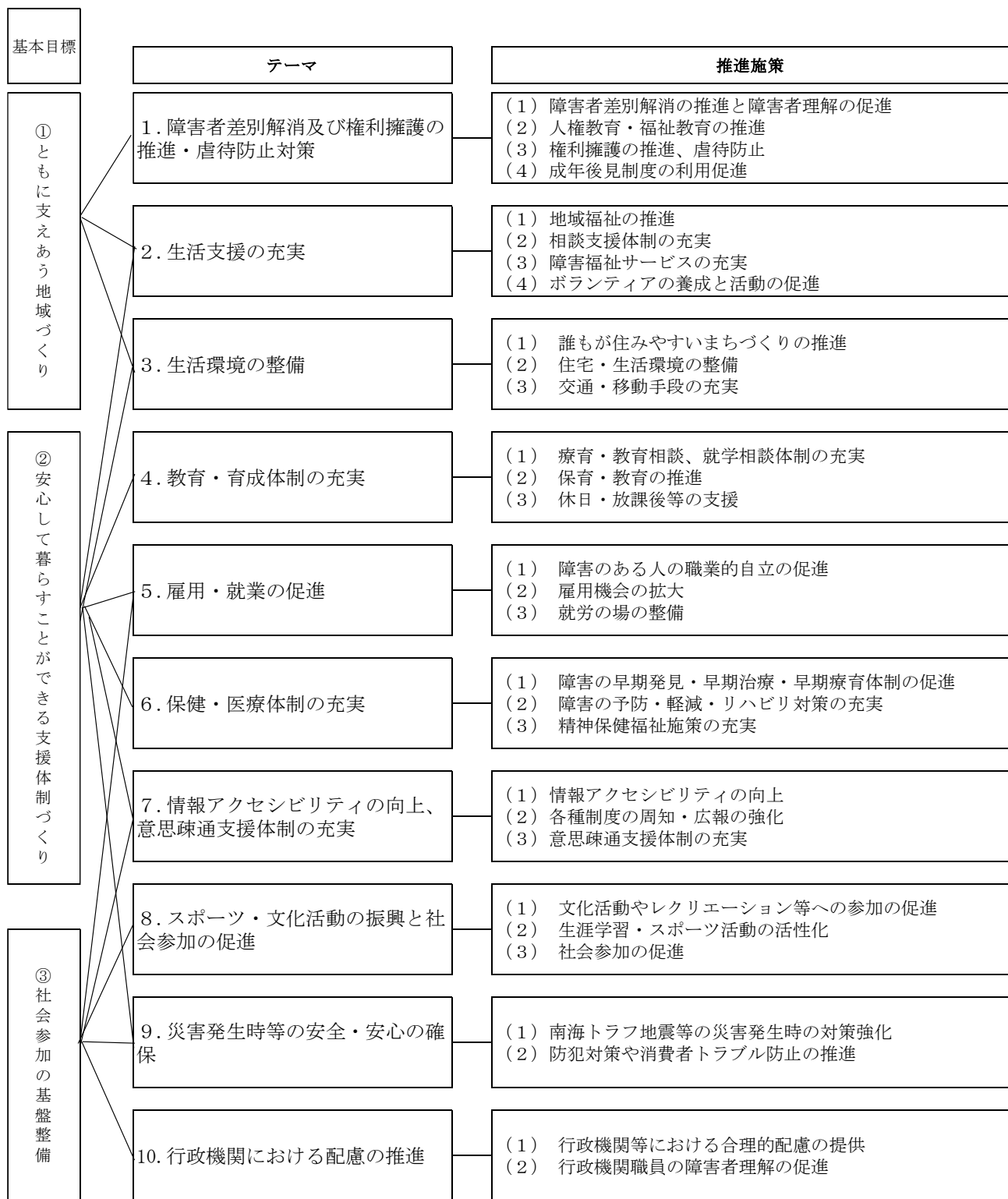
### 3. 計画の施策体系

この計画の施策体系は、10の「テーマ」に分類し、このテーマに基づく具体的な施策と事業を「重点施策」に示します。この体系のもと、関係分野において相互連携し総合的な推進を図ります。

## 施 策 の 体 系

### 基本理念

地域の支えあいの中で、いきいきと暮らせる共生社会の実現



## 第4章 施策の展開

### 1. 障害者差別解消及び権利擁護の推進・虐待防止対策

障害のある人もない人も互いに人格と個性を尊重する共生社会の実現に向けて、障害や障害のある人に対する正しい理解や差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供等の取組について一層の普及啓発を行います。

また、障害のある人の「親なき後」を見据え、成年後見制度の利用促進を図るほか、障害のある人の権利擁護の推進と虐待防止のための取組を推進します。

#### 推進施策

- (1) 障害者差別解消の推進と障害者理解の促進
- (2) 人権教育・福祉教育の推進
- (3) 権利擁護の推進、虐待防止
- (4) 成年後見制度の利用促進

取組内容		担当課
1-①	障害者差別解消の推進と障害のある人に対する正しい理解や合理的配慮の普及啓発を強化し、市の広報媒体やパンフレットの作成などにより啓発活動を推進する。	福祉事務所
1-②	小中学校における総合学習での体験学習の実施、社会福祉協議会と連携した小中学校における出前講座の実施などを通じた障害についての福祉教育を推進する。	こども未来課
1-③	「障害者の人権」をテーマとして、じんけんフェスティバルや人権教育推進講座等を開催し、啓発を強化する。	じんけん課
1-④	幼児教育や保育の場を通して、障害に対する理解や認識を深めるとともに、保護者への啓発に努める。	福祉事務所
1-⑤	土佐清水市権利擁護センター『らいとほうす』や福祉事務所による権利擁護・相談支援を実施する。	福祉事務所 健康推進課
1-⑥	障害者虐待防止に関する理解を深めるための啓発を強化する。	福祉事務所

## 2. 生活支援の充実

障害の有無にかかわらず誰もが、地域で安心して暮らしていくことができるよう、地域住民の力を活用した支え合いの仕組みづくりを進めます。

また、障害のある人の重度化・高齢化に備えるとともに、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、必要な福祉サービスを利用の支援体制を整備します。

そして、障害の特性や複合的な課題等に応じて適切な相談支援が提供できるよう、関係機関が連携し相談支援体制の充実に努めます。

### 推 進 施 策

- (1) 地域福祉の推進
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) 障害福祉サービスの充実
- (4) ボランティアの養成と活動の促進

取 組 内 容		担当課
2-①	住民が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、住民による主体的な地域福祉活動への取組を進め、支え合いや助け合いができる地域づくりを推進する。	健康推進課
2-②	地域福祉に携わる民生委員、主任児童委員、ボランティア団体等との連携により訪問活動、地域福祉活動を推進する。	健康推進課
2-③	地域生活支援拠点事業の障害者の理解を深める研修会への参加など、住民と障害のある人が共に参加する研修を実施し、ボランティア活動へつながるきっかけを作る。	福祉事務所
2-④	相談窓口の専門性の確保、関係機関と連携した相談専門員の育成など相談支援体制の確保を図る。	福祉事務所
2-⑤	障害のある人それぞれの障害特性に応じた支援ができるよう、各相談機関や関係機関と連携し、総合的な相談支援を確立する。	福祉事務所
2-⑥	地域生活支援拠点事業による日常生活相談等の実施など、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する。	福祉事務所
2-⑦	障害のある人の状況に応じた適切な福祉サービスの提供及び経済的負担を軽減し、より障害福祉サービスを利用しやすい環境を整備する。	福祉事務所
2-⑧	障害福祉サービス事業所の人材確保のための処遇改善を支援する。	福祉事務所
2-⑨	中山間地域である本市においても、重度障害や行動障害のある人が住み慣れた地域で必要なサービスを受けることができる環境の整備を行う。	福祉事務所

### 3. 生活環境の整備

障害の有無にかかわらず、自由に行動し、社会参加するうえで妨げとなる物理的、制度的、社会的及び心理的な障壁を取り除くことによって、誰もが快適に生活しやすい環境の整備や地域における障害のある人の生活の場の確保に努めます。

また、障害の有無にかかわらず全ての人が安心して生活し社会参加できるよう、道路、公共交通機関、建築物等の生活空間の整備を推進します。

#### 推 進 施 策

- (1) 誰もが住みやすいまちづくりの推進
- (2) 住宅・生活環境の整備
- (3) 交通・移動手段の充実

取 組 内 容		担当課
3-①	障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域活動の推進と、世代等を超えた交流の機会を設けることで、共助の地域づくりを推進する。	福祉事務所
3-②	公共施設の整備・改修時には、バリアフリー法やユニバーサルデザインに配慮した整備を行う。	総務課
3-③	障害のある人の日常生活環境を整えるために、日常生活用具の給付及び住宅改修に対する支援を行う。	福祉事務所
3-④	障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、日常生活の介護や相談援助を受けながら共同生活するグループホーム・福祉ホームの整備支援を行う。	福祉事務所
3-⑤	運転免許取得、自動車改造の助成等の活用により、障害のある人の移動手段を確保し社会参加を促進する。	福祉事務所
3-⑥	土佐清水市交通計画に沿って、だれもが使いやすいデマンド交通等の公共交通の維持及び、市内全域での移動手段の確保を行い、利便性の向上、利用方法の周知等を継続的に行う。	企画財政課
3-⑦	車いすでの移動などを考慮し、障害の有無に関わらず誰にとっても安全な道路環境を整備する。	まちづくり対策課

#### 4. 教育・育成体制の充実

障害のある子どもの年齢や状況等、一人ひとりのニーズに応じ、きめ細やかな支援を行うことで、その可能性を最大限に伸ばし、将来、社会的に自立した生活ができるよう支援していきます。

また、乳幼児からの早期対応として、発達段階に応じ関係機関が適切な役割のもと、それぞれの障害や適正を考慮しながら、個々のニーズに合わせた効果的な支援を行います。

#### 推 進 施 策

- (1) 療育・教育相談、就学相談体制の充実
- (2) 保育・教育の推進
- (3) 休日・放課後等の支援

取 組 内 容		担当課
4-①	園訪問・家庭訪問を行い、保健・福祉・医療等の関係機関が連携し、適切な療育支援が行える支援体制を整備する。	健康推進課
4-②	外部人材専門家を活用した支援体制充実事業を活用し、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒への適切な指導・支援を関係機関と連携し実施する。	教育センター
4-③	医療的ケア児・発達障害等の子どもについて、各関係機関との情報の共有や連携を深め、教育体制や医療支援体制の充実を図り、保護者の負担軽減を図る。	こども未来課
4-④	障害のある子どもの状況に応じた進級時支援シートを作成し、就学相談や一貫した支援が受けられる体制及び、保護者からの相談に対応する相談体制を整備する。	こども未来課
4-⑤	障害のある子どもの保育や教育に従事する職員の専門的知識と技術の向上を図り、適切な保育・教育を推進する。	こども未来課
4-⑥	通所後も定期的に関係機関が情報交換することで連携し、言語・作業療法等による自立と社会参加を支援する。	福祉事務所
4-⑦	障害のある子どもの休日、放課後、長期休暇中の支援として、学童保育の受け入れ体制の充実等を行うことで、家族の負担の軽減を図る。	福祉事務所



## 5. 雇用・就業の促進

障害の有無にかかわらず、就労することは生きがいを持ち、自立した生活を送るうえで大変重要です。そのため、障害特性や希望に応じて多様な働き方を選択できる雇用の機会を創出し、障害のある人が安心して働き続けることができるよう関係機関が連携し、障害者雇用の理解促進や職場定着支援に取り組みます。

また、障害のある人の雇用促進を図るため、ハローワーク、特別支援学校、事業所、施設等と連携し、福祉施策とトライアル雇用等の雇用施策の効果的な活用により、きめ細やかな就労支援を行います。

### 推 進 施 策

- (1) 障害のある人の職業的自立の促進
- (2) 雇用機会の拡大
- (3) 就労の場の整備

取 組 内 容		担当課
5-①	就労希望の障害のある人への情報提供を行い、自主的な就職活動を支援する。	観光商工課
5-②	障害のある人の就労機会の拡大に向けた障害保健支援課の障害者職業訓練コーディネーターと連携した企業への働きかけを実施する。	福祉事務所
5-③	障害の種別や程度、能力に応じた福祉的就労事業所の整備を支援する。	福祉事務所
5-④	関係機関と連携し、障害特性等に合わせた働き方に向けた障害者職業相談及び訓練の実施を支援し、就労後は継続した相談体制を整備する。	福祉事務所

## 6. 保健・医療体制の充実

障害のある人が個々の能力を発揮し生活していくうえで、保健・医療の果たす役割は大きく、障害の重度化に対する予防、早期発見・早期治療の取組を推進します。

また、障害を軽減し、自立を促進するためには、医学的リハビリテーションが重要な役割を果たすことから、医療機関や地域の連携を強化し、その一層の充実を図ります。

精神保健福祉対策として、心の健康づくりの啓発や精神保健福祉相談・指導など福祉保健所との連携を図りながら、相談体制の充実に努め、精神障害のある人の社会復帰を支援します。

### 推 進 施 策

- (1) 障害の早期発見・早期治療・早期療育体制の促進
- (2) 障害の予防・軽減・リハビリ対策の充実
- (3) 精神保健福祉施策の充実

取 組 内 容		担当課
6-①	障害の原因となる疾病等の予防に努め、早期発見、早期治療ができる体制を整備する。	健康推進課
6-②	発達障害の早期発見から早期発達支援につながる体制の整備及び、保健・医療・福祉・教育等の関連機関が一体となった支援体制を整備する。	健康推進課 こども未来課
6-③	健康教育、健康相談、健康診査等、各種保健サービスを一層推進及び、住民全体の健康づくり運動を展開する。	健康推進課
6-④	障害のある人が安心して医療を受けられるための自立支援医療及び福祉医療による助成を実施し、各種制度の活用により、障害の軽減や重度化の予防に努める。	福祉事務所
6-⑤	身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられる地域医療体制等を整備する。また、退院可能な入院患者について、本人の意思を最大限に尊重しながら、地域生活や社会復帰に向けての支援体制を整備する。	健康推進課
6-⑥	精神に障害のある人や心に悩みを抱える人、またその家族の相談支援体制を整備する。	健康推進課
6-⑦	医療的ケア児等を在宅で介護する家族の負担を軽減する支援体制を整備する。	福祉事務所

## 7. 情報アクセシビリティの向上、意思疎通支援体制の充実

障害の有無にかかわらず必要な情報を円滑に取得、利用できるように、障害特性に応じた情報発信とICTの活用機会の拡大等による情報保障の充実を図ります。

また、意思疎通支援を必要とする人に対する手話通訳者や手話奉仕員、要約筆記者等の人材確保を図り、派遣体制の充実に努めます。

### 推 進 施 策

- (1) 情報アクセシビリティの向上
- (2) 各種制度の周知・広報の強化
- (3) 意思疎通支援体制の充実

取 組 内 容		担当課
7-①	日常生活用具として給付する情報・意思疎通支援用具（拡大読書器、パソコン周辺支援機器など）の利用促進を図る。	福祉事務所
7-②	ウェブアクセシビリティの対応など、障害特性に応じた適切な情報支援が提供される情報提供体制を整備する。	総務課
7-③	地域で生活するための各種制度（特別障害者手当や特別児童扶養手当、障害福祉サービス等）の周知を行い、情報アクセシビリティの向上を図る。	福祉事務所
7-④	手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者等の人材確保を図り、派遣体制を整備する。	福祉事務所
7-⑤	オーテピア高知声と点字の図書館等と連携した点訳図書・音訳図書の活用を推進する。	福祉事務所 生涯学習課

## 8. スポーツ・文化活動の振興と社会参加の促進

障害の有無にかかわらずスポーツや文化活動への参加機会の確保は、健康づくり、自立意欲の高揚及び地域住民との交流を広げ、お互いの理解を深める観点から重要な役割となります。人生をより豊かにし、障害の状態に応じながら、自分の可能性や生きがいを見つけていくため、生涯学習活動も大切なことです。

そのため、障害のある人のスポーツの推進に向け諸条件の整備に努めるとともに、障害のある人の文化活動への参加にも配慮した文化振興施策の充実に努め、障害のある人の社会参加を促進します。

### 推 進 施 策

- (1) 文化活動やレクリエーション等への参加の促進
- (2) スポーツ活動の活性化
- (3) 社会参加の促進

取 組 内 容		担当課
8-①	障害のある人の作品や舞台芸術等の発表の機会を提供することで、障害のある人がより広く、文化・芸能に触れ、自ら創作する活動を支援する。	福祉事務所
8-②	スポーツ活動団体と協力して、障害者が気軽にスポーツできる環境づくりの推進及び、各種障害者スポーツ大会への参加を支援する。	福祉事務所
8-③	障害のある人の生涯学習への参加機会を拡充するため、情報保障（手話通訳、字幕、音声ガイド等）の充実に努める。	生涯学習課
8-④	社会参加を促進するために、障害のある人の意見を尊重し、講演会や発表会など自主的な活動を支援する。	福祉事務所

## 9. 災害発生時等の安全・安心の確保

障害のある人が地域で安全に安心して生活していくためには、災害等の発生といった非常の事態に備え、十分な防災対策を講じておく必要があります。

非常時には、障害のある人等がより深刻な影響を受けることから、その受ける影響やニーズの違いに留意し、適切な情報保障や避難支援、避難所等の確保、医療・福祉サービスを継続して行うことができるよう医療・福祉体制を整備します。

また、障害のある人は、犯罪や消費者トラブルにあっても、被害にあっていることに気付きにくい場合や、被害にあっても自らが問題を抱え込み周囲に相談しない場合があることから、見守り活動や消費者トラブルに関する情報の提供により被害防止に向けた取組を進めます。

### 推 進 施 策

- (1) 南海トラフ地震等の災害発生時の対策強化
- (2) 防犯対策や消費者トラブル防止の推進

取 組 内 容		担当課
9-①	障害のある人が迅速に避難できるように、障害特性に配慮した災害発生情報の伝達備品を給付し、避難体制を整備する。	危機管理課
9-②	避難行動要支援者名簿の更新や障害特性に応じた個別避難計画の作成・更新等による避難支援体制を構築する。	危機管理課
9-③	あったかふれあいセンターや地域での集いの場での消費者トラブルに関する情報を周知し、特殊詐欺などの被害を未然に防ぐための啓発活動を実施する。	観光商工課
9-④	避難所で障害特性に応じた情報保障を行うほか、避難所で必要な配慮や支援が行われるための避難所運営マニュアル等を整備し、自主防災組織、地域住民等へ対応方法について周知し、連携体制を構築する。	危機管理課 福祉事務所

## 10. 行政機関における配慮の推進

行政機関において、障害のある人への合理的配慮の提供や環境整備が行われるよう取組を強化するとともに、行政機関職員における障害者理解の促進に努めます。また、障害のある人がその権利を円滑に行使することができるように、選挙等における配慮に努めます。

### 推 進 施 策

- (1) 行政機関等における合理的配慮の提供
- (2) 行政機関職員の障害者理解の促進

取 組 内 容		担当課
10-①	障害を理由とする差別の解消には、障害に対する理解が重要となることから、職員研修を実施し、行政機関における理解促進を図る。	福祉事務所
10-②	採用試験で不利が生じないような障害特性に応じた合理的配慮及び、採用後の勤務において必要な合理的配慮を実施する。	総務課
10-③	投票所のバリアフリー化、「コミュニケーションボード」及び「投票支援カード」の利用促進を図る。	選挙管理委員会事務局
10-④	指定病院等における不在者投票による障害者の投票機会の確保等、障害のある人がより公正な投票行動ができる環境整備を行う。	選挙管理委員会事務局

## 第5章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計の目標

### 1. 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、現在福祉施設に入所している障害者の地域生活への移行や就労支援といった課題へ対応するため、令和8年度を目標年度として、次に掲げる事項について数値目標を設定します。

本市では、令和4年度末（令和5年3月31日現在）の施設入所者54人を踏まえ、今後の施設入所希望者の状況等を勘案し、施設入所者の目標値を設定しました。重度障害のある人が施設に入所しており、障害のある人の高齢化が進む中で施設からの地域移行が難しい現状となっています。

◇入所施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
現入所者数	54 人	令和5年3月31日の全施設入所者とする。（※加齢児を除く）
目標年度入所者数	52 人	令和8年度末時点の利用者数を見込む。（※加齢児を除く）
【目標値】 施設入所者数	△2 人 △3.7 %	差引減少見込数 減少割合
【目標値】 地域移行者数	0 人 0.0 %	施設入所からグループホーム等への移行見込数 移行割合

※児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者総合支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を利用する人

＜「国の基本指針」の内容＞

施設入所者数：令和4年度末時点5%以上削減

地域移行者数：令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上

(参考)

「国の基本指針」基準とした場合の本市の目標値

施設入所者数：2人削減

地域移行者数：3人

## 2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

平成30年度に既存の土佐清水市在宅医療多職種連携協議会を活用することで、協議の場ができましたが、これまで協議は実施できていません。そのため、令和6年度に土佐清水市地域自立支援協議会相談支援定例部会の中で新たな部会設置を含め協議を行います。

土佐清水在地域自立支援協議会 相談支援定例部会	
構成団体	土佐清水市社会福祉協議会相談支援事業所、ふくしねっとCoCoてらす相談支援事業所、相談支援事業所たいよう、幡多希望の家相談支援センター、幡多福祉保健所、土佐清水市

## 3. 地域生活支援の充実

本市では令和3年度より「相談」・「緊急時の受け入れ」・「地域づくり」の3つの機能を面的に整備し運用を開始していますが、年1回以上運用状況を検証しながら、不足する機能の整備や広域的に必要な機能についても拡充に向けて取り組みます。

また、あったかふれあいセンター事業等で行っている既存の事業などを活用し、障害のある人もない人も誰もが参加できる地域に開かれた事業を充実させていきます。

整備時期	令和3年度運用開始
コーディネーターの配置	1人
運用状況の検証・検討	土佐清水市地域自立支援協議会にて実施予定
令和8年度までの取組	強度行動障害を有する人に関し、支援ニーズの把握及び支援体制の整備を進める

## 4. 福祉施設から一般就労への移行等

令和8年度末において、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、同年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

国の基本指針では令和8年度末における目標を福祉施設から一般就労に移行する者については令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とし、就労定着支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本としています。

本市の雇用環境は一部の業種を除き困難な状況が続いており、就労移行・就労定着支援事業所も市内にない状況で、障害のある人の年間を通じての一般就労移行はより困難な状況でこれまでに実績が少ないのが現状です。

このことから、令和8年度には2人が一般就労に移行することを目標とし、次とおり見込みをたてました。今後についてはハローワーク等関係機関との連携による障害者雇用促進施策を展開していきます。



(1) 福祉施設から一般就労への移行

(単位:人)

項目	数値	考え方
令和3年度における一般就労移行者数	0	令和3年度に福祉施設を退所し一般就労した人の数
<b>【目標値】</b> 令和8年度における一般就労移行者数	2	令和8年度に福祉施設を退所し一般就労する人の数

【参考】

(単位:人)

福祉施設から一般就労への移行数	第6期 計画期間 実績値			第7期 計画期間 目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	0	3	0	0	0	2

※令和3年度及び4年度は各年度の実績、令和5年度は1月までの実績、令和6年度から8年度は第7期計画の目標値

(2) 就労移行支援事業を通じた一般就労数

(単位:人)

項目	数値	考え方
令和3年度における就労移行支援事業を利用して一般就労へ移行した数	0	
<b>【目標値】</b> 令和8年度における就労移行支援事業を利用して一般就労へ移行した数	1	就労移行支援事業を利用し、一般就労に移行する人の数
<b>【目標値】</b> 令和8年度において就労移行支援事業を利用して一般就労へ移行した者で就労定着支援事業の利用者数	1	令和8年度に就労移行支援事業を利用し、一般就労に移行する人の数のうち、就労定着支援事業を利用する人の数

【参考】

(単位:人)

就労移行支援事業を通じた一般就労数	第6期 計画期間 実績値			第7期 計画期間 目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	0	1	0	0	0	1

※令和3年度及び4年度は各年度の実績、令和5年度は1月までの実績、令和6年度から8年度は第7期計画の目標値

(3) 就労継続支援A型事業を通じた一般就労数

(単位:人)

項目	数値	考え方
令和3年度における就労継続支援A型事業を利用して一般就労へ移行した数	0	
<b>【目標値】</b> 令和8年度における就労継続支援A型事業を利用して一般就労へ移行した数	0	令和8年度に就労継続支援A型事業を利用し、一般就労に移行する人の数

【参考】

(単位:人)

就労継続支援A型事業を通じた 一般就労数	第6期 計画期間 実績値			第7期 計画期間 目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	0	1	0	0	0	0

※令和3年度及び4年度は各年度の実績、令和5年度は1月までの実績、令和6年度から8年度は第7期計画の目標値

#### (4) 就労継続支援B型事業を通じた一般就労数

(単位:人)

項目	数値	考え方
令和3年度における就労継続支援B型事業を利用して一般就労へ移行した数	0	
<b>【目標値】</b> 令和8年度における就労継続支援B型事業を利用して一般就労へ移行した数	1	令和8年度に就労継続支援B型事業を利用し、一般就労に移行する人の数

【参考】

(単位:人)

就労継続支援B型事業を通じた 一般就労数	第6期 計画期間 実績値			第7期 計画期間 目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	0	1	0	0	0	1

※令和3年度及び4年度は各年度の実績、令和5年度は1月までの実績、令和6年度から8年度は第7期計画の目標値

## 5. 障害児支援の提供体制の整備等

### (1) 児童発達支援センターの設置

国の基本指針では、圏域での設置でも差し支えないとしており、幡多圏域で設置されているセンターを本市も利用しており、今後はより利用しやすい体制の構築に向け関係機関と連携・情報共有していくこととします。

### (2) 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保

国の基本指針では、令和5年度までに各市町村に1か所以上、市町村での確保が困難な場合は圏域で確保することとされており、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所は幡多圏域において、放課後等デイサービスは平成30年度に市内に整備されています。

今後は身近な地域で支援を受けられるよう、より利用しやすい体制の構築に向け関係機関と連携・情報共有していくこととします。

また、障害児等の放課後・長期学校休業中の居場所については、学童保育や放課後子ども教室の活用のほか、あったかふれあいセンターを活用した子どもの見守り支援を行うこととします。

### (3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

国の基本指針では、令和5年度までに各市町村において協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としています。医療的ケア児支援の協議の場については、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、既存の土佐清水市地域自立支援協議会を活用する

形で、平成30年度末に設置しており、今後は地域の実情に即した運用・協議ができるよう充実に努めます。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、市役所保健師がコーディネーターとしての研修を受講し、1名の配置となっています。

## 6. 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、令和8年度末までに協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善を行うこととしています。本市においては、自立支援協議会の部会として相談支援定例会と子ども支援部会を設置しており、地域福祉サービスの改善について協議を行っています。

また、地域の相談支援機関の連携強化については、地域生活支援拠点事業において地域づくりの強化として年2回相談支援機関だけではなく、障害福祉サービス支援機関も参加する研修会を実施し、連携強化を図っていきます。

基幹相談支援センターの設置	令和7年度末までに設置予定
【目標値】 自立支援協議会における地域サービス事業基盤の開発・改善	令和6年度 1件 令和7年度 1件 令和8年度 1件

## 7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針では、令和8年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本としています。

本市においては、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修会及び市が実施する障害者福祉についての研修に積極的に職員が参加できる環境を整えます。また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有についても事業所や関係市町村と必要に応じて審査結果の概要報告をしていきます。

項目	数値	考え方
【目標値】 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	各年度50人	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数
【目標値】 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	各年度12回	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定

## 第6章 障害福祉サービス見込み量

### 1. 訪問系サービス

この第7期障害福祉計画の策定には、県による障害福祉施設及び特別支援学校在校生を対象とした福祉サービス希望調査の結果を基本としながら、令和5年度時点での進捗状況や施設・事業所のサービス提供状況等を踏まえ、利用者の個別の状況を考慮しながらサービスの必要量を見込んでいます。

#### (1) 見込み量の考え方

過去のホームヘルプサービス等の利用実績、利用者の個別の状況や介護保険への移行及び新規利用が見込まれる退院可能精神障害者などを考慮して算出したものを見込み量とします。

#### (2) 「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」及び「重度障害者等包括支援」

○居宅介護（ホームヘルプ）：自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

○重度訪問介護：重度の身体障害者(肢体)で、常に介護が必要な人に、自宅で入浴・排せつ・食事の介護・外出時における移動支援などを総合的に行います。

○同行援護：重度の視覚障害のある人が外出する時に支援を行います。

○行動援護：自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援及び外出支援を行います。

○重度障害者等包括支援：介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的行います。

区 分		第6期 計画期間 実績値			第7期 計画期間 目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス	人/月	12.2	12.6	12.0	14	14	14
	時間/月	136.25	149.9	186.8	201	201	201

※「人/月」は、1か月当たりの実人数 「時間/月」は、1か月当りの延利用時間

※令和3年度及び4年度は各年度の平均利用実績、令和5年度は1月末までの平均利用実績、令和6年度から8年度は第7期計画の目標値

## 2. 日中活動系サービス

### (1) 見込み量の考え方

過去の利用実績をもとに、利用者の個別状況や新規利用者見込み量などを考慮のうえ、必要量を積み上げたものをサービス見込み量とします。

### (2) 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

区 分		第6期 計画期間 実績値			第7期 計画期間 目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	57.5	56.3	53.9	55	55	55
	人日/月	1,197	1,180	1,135	1,209	1,209	1,209
(うち重度障害者)	人/月				22	22	22
	人日/月				500	500	500

※「人/月」は、1か月当りの実人数 「人日/月」は、1か月当りの延利用日数

※令和3年度及び4年度は各年度の平均利用実績、令和5年度は1月末までの平均利用実績、令和6年度から8年度は第7期計画の目標値

### (3) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

自立訓練のうち機能訓練は、身体障害者または難病等対象者を対象とし、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練を実施することとあわせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡、調整を通じて、地域生活への移行を目指します。

自立訓練のうち生活訓練は、知的障害者、精神障害者を対象とし、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を実施することとあわせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡、調整を通じて、地域生活への移行を目指します。

区 分		第6期 計画期間 実績値			第7期 計画期間 目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練(機能訓練)	人/月	0	0	0	1	0	0
	人日/月	0	0	0	23	0	0
自立訓練(生活訓練)	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0

※「人/月」は、1か月当りの実人数 「人日/月」は、1か月当りの延利用日数

※令和3年度及び4年度は各年度の平均利用実績、令和5年度は1月末までの平均利用実績、令和6年度から8年度は第7期計画の目標値

### (4) 就労移行支援

一般就労等を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

区 分		第6期 計画期間 実績値			第7期 計画期間 目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	人/月	0.9	0.9	0.1	1	1	1
	人日/月	18.0	15.4	0.5	20	20	20

※「人/月」は、1か月当りの実人数 「人日/月」は、1か月当りの延利用日数

※令和3年度及び4年度は各年度の平均利用実績、令和5年度は1月末までの平均利用実績、令和6年度から8年度は第7期計画の目標値

## (5) 就労選択支援

令和7年度から、新たに障害福祉サービスの就労継続支援A型・B型を利用する場合、就労能力などを評価する就労選択支援事業を先に利用することが原則必要となります。

新規で就労継続支援B型を利用する人数をもとに、計画期間中の利用者目標を設定しました。

区 分		第6期 計画期間 実績値			第7期 計画期間 目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	人/月				新設	5	4

※「人/月」は、1か月当りの実人数 「人日/月」は、1か月当りの延利用日数

※令和3年度及び4年度は各年度の平均利用実績、令和5年度は1月末までの平均利用実績、令和6年度から8年度は第7期計画の目標値

## (6) 就労継続支援（雇用型・非雇用型）

一般就労が困難な人に、働く場を提供するとともに就労に必要な知識及び能力向上に必要な訓練を行います。就労継続支援サービスにはA型とB型があり、A型は事業所内において雇用契約に基づき就労の機会が提供されます。B型は、雇用契約は結ばず、就労の機会が提供されます。これらを通じて、就労に必要な知識、能力が高まった場合には、就労に向けた支援が提供されます。

区 分		第6期 計画期間 実績値			第7期 計画期間 目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
A型(雇用型)	人/月	0.8	0.2	0	0	0	0
	人日/月	12.9	3.2	0	0	0	0
B型(非雇用型)	人/月	37.5	40.4	43.5	47	49	48
	人日/月	622.5	616.6	676.7	779	817	799

※「人/月」は、1か月当りの実人数 「人日/月」は、1か月当りの延利用日数

※令和3年度及び4年度は各年度の平均利用実績、令和5年度は1月末までの平均利用実績、令和6年度から8年度は第7期計画の目標値

## (7) 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人の、生活リズム、家計や体調の管理などの課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

区 分		第6期 計画期間 実績値			第7期 計画期間 目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	人/月	0.33	0	0.6	0	0	1

※「人/月」は、1か月当りの実人数 「人日/月」は、1か月当りの延利用日数

※令和3年度及び4年度は各年度の平均利用実績、令和5年度は1月末までの平均利用実績、令和6年度から8年度は第7期計画の目標値

## (8) 療養介護

病院等への長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練・療養上の管理・看護・介護及び日常生活の支援を行います。

本市では、計画期間中の利用人数を、現状の9人分見込むこととします。

区 分		第6期 計画期間 実績値			第7期 計画期間 目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	人/月	8.2	9.0	9.0	9	9	9

※「人/月」は、1か月当りの実人数

※令和3年度及び4年度は各年度の平均利用実績、令和5年度は1月末までの平均利用実績、令和6年度から8年度は第7期計画の目標値

## (9) 短期入所

自宅で介護する人が病気で介護できなくなった場合などに、障害者（児）に対し、短期間、施設等において、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

近年、新型コロナウイルス感染症の影響で短期入所の実績はありませんが、計画期間中の利用人数を2人日分見込むこととします。

区 分		第6期 計画期間 実績値			第7期 計画期間 目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所	人/月	0.83	0	0	2	2	2
	人日/月	4.8	0	0	21	21	21
(うち重度障害者)	人/月				0	0	0
	人日/月				0	0	0

※「人/月」は、1か月当りの実人数 「人日/月」は、1か月当りの延利用日数

※令和3年度及び4年度は各年度の平均利用実績、令和5年度は1月末までの平均利用実績、令和6年度から8年度は第7期計画の目標値



(あったかふれあいセンター風景 障害のある人もない人も共に集える場所づくり)

### 3. 居住系サービス

#### (1) 見込み量の考え方

県が行った事業所に対する福祉サービス希望調査の結果や相談支援事業所からの情報をもとに、利用者の個別の状況や、新規に利用が見込まれる退院可能精神障害者などを考慮して算出したものを見込み量とします。

#### (2) 自立生活援助

施設等からの退所後に一人暮らしを始める人に対し、定期的な巡回訪問や随時の対応により必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

本市では、これまでの利用実績及び利用希望もないことから、計画期間中の利用人数を1か月当たり0人とします。

区 分		第6期 計画期間 実績値			第7期 計画期間 目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0

※「人/月」は、1か月当りの実人数

※令和3年度及び4年度は各年度の平均利用実績、令和5年度は1月末までの平均利用実績、令和6年度から8年度は第7期計画の目標値

#### (3) 共同生活援助（グループホーム）

主に知的障害、精神障害のある人に対し、主として夜間、共同生活を営む住居において、相談、食事提供等の日常生活上の介護を行います。本市では、計画期間中、1か月あたり31人分のサービス利用量を見込むこととします。

区 分		第6期 計画期間 実績値			第7期 計画期間 目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助(グループホーム)	人/月	29.3	29.9	28.5	31	31	31
(うち重度障害者)	人/月				2	2	2

※「人/月」は、1か月当りの実人数

※令和3年度及び4年度は各年度の平均利用実績、令和5年度は1月末までの平均利用実績、令和6年度から8年度は第7期計画の目標値

#### (4) 施設入所支援

単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人、または生活介護の対象者となっている障害のある人に対して、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

本市では、計画期間中、1か月あたり52人分のサービス利用量を見込むこととします。

区 分		第6期 計画期間 実績値			第7期 計画期間 目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	人/月	53.8	53.3	52.6	54	53	52

※「人/月」は、1か月当りの実人数

※令和3年度及び4年度は各年度の平均利用実績、令和5年度は1月末までの平均利用実績、令和6年度から8年度は第7期計画の目標値



## 4. 相談支援

### (1) 見込み量の考え方

全ての障害福祉サービス及び地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者（新規利用者も含め）が計画相談の対象となるものとして利用者数を見込みます。

### (2) 計画相談支援（障害福祉サービス）

障害福祉サービスを利用するためには、指定特定相談支援事業所が個別にサービス等利用計画（モニタリングも含め）の作成が必要となります。

区 分		第6期 計画期間 実績値			第7期 計画期間 目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	29.4	29.8	29.1	41	41	41

※「人/月」は、1か月当りの実人数

※令和3年度及び4年度は各年度の平均利用実績、令和5年度は1月末までの平均利用実績、令和6年度から8年度は第7期計画の目標値

### (3) 地域相談支援（地域移行支援）

福祉施設の入所者及び入院中の精神障害者が地域生活へ移行するために必要な住居の確保や相談その他のサービスを提供します。

地域生活支援拠点の運用開始や精神障害者の地域移行を踏まえる一方、これまで実績がなかったことから計画期間中においては見込み量を0人とします。

区 分		第6期 計画期間 実績値			第7期 計画期間 目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	人/月	0	0	0	0	0	0

※「人/月」は、1か月当りの実人数

※令和3年度及び4年度は各年度の平均利用実績、令和5年度は1月末までの平均利用実績、令和6年度から8年度は第7期計画の目標値

### (4) 地域相談支援（地域定着支援）

地域における単身の障害者や家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者に対し、常時の連絡体制を確保し緊急事態等の相談その他のサービスを提供します。

本市では、指定を受けた事業所がなく、これまで実績がなかったことから計画期間中、見込み量を0人とします。

区 分		第6期 計画期間 実績値			第7期 計画期間 目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0

※「人/月」は、1か月当りの実人数

※令和3年度及び4年度は各年度の平均利用実績、令和5年度は1月末までの平均利用実績、令和6年度から8年度は第7期計画の目標値

## 5. 障害児支援

### (1) 児童発達支援

「児童発達支援センター」における対応数です。身体・精神・知的障害児の生活全般について、全般的かつワンストップで対応します。

本市では、近年利用者が増加しているため、計画期間中1か月あたり4人のサービス利用量を見込むこととします。

区 分		第2期 計画期間 実績値			第3期 計画期間 目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	1.8	0.8	1.0	1	1	1
	人日/月	3.1	1.3	2.7	4	4	4

※「人/月」は、1か月当りの実人数 「人日/月」は、1か月当りの延利用日数

※令和3年度及び4年度は各年度の平均利用実績、令和5年度は1月末までの平均利用実績、令和6年度から8年度は第7期計画の目標値

### (2) 医療型児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などに加えて、治療を行います。

本市では、現在対象となる児童がおらず利用が見込まれないため、計画期間中、見込み量を0人とします。

区 分		第2期 計画期間 実績値			第3期 計画期間 目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0

※「人/月」は、1か月当りの実人数 「人日/月」は、1か月当りの延利用日数

※令和3年度及び4年度は各年度の平均利用実績、令和5年度は1月末までの平均利用実績、令和6年度から8年度は第7期計画の目標値

### (3) 放課後等デイサービス

療育指導が必要と判断した児童を対象に、日常生活における基本的な動作を取得し、集団生活に適應できるよう、当該児童の身体および精神の状況や環境に応じて適切な訓練を行います。近年、利用者が増加しており、計画期間中、1か月あたり58人日分のサービス利用量を見込むこととします。

区 分		第2期 計画期間 実績値			第3期 計画期間 目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等デイサービス	人/月	3.6	7.4	4.9	9	9	9
	人日/月	13.2	25.9	31.4	58	58	58

※「人/月」は、1か月当りの実人数 「人日/月」は、1か月当りの延利用日数

※令和3年度及び4年度は各年度の平均利用実績、令和5年度は1月末までの平均利用実績、令和6年度から8年度は第7期計画の目標値

#### (4) 保育所等訪問支援

保育所や幼稚園等へ出向き、本人や訪問先施設のスタッフに対して、集団生活の適応支援を行います。

区 分		第2期 計画期間 実績値			第3期 計画期間 目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	人/月	1.2	0.1	0.2	1	1	1
	人日/月	1.4	0.1	0.2	2	2	2

※「人/月」は、1か月当りの実人数 「人日/月」は、1か月当りの延利用日数

※令和3年度及び4年度は各年度の平均利用実績、令和5年度は1月末までの平均利用実績、令和6年度から8年度は第7期計画の目標値

#### (5) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害児等であって外出することが著しく困難な人に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

本市では、現在対象となる児童がおらず利用が見込まれないため、計画期間中の見込み量を0人とします。

区 分		第2期 計画期間 実績値			第3期 計画期間 目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0

※「人/月」は、1か月当りの実人数 「人日/月」は、1か月当りの延利用日数

※令和3年度及び4年度は各年度の平均利用実績、令和5年度は1月末までの平均利用実績、令和6年度から8年度は第7期計画の目標値

#### (6) 障害児相談支援

障害児通所支援の給付決定等について、障害児利用支援計画の作成・関係者との連絡調整・障害児通所支援利用状況の検証・通所決定等に係る申請の勧奨等を行います。

区 分		第2期 計画期間 実績値			第3期 計画期間 目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人/月	0.9	1.0	2.2	2	2	2
	人日/月	0.9	1.0	1.7	2	2	2

※「人/月」は、1か月当りの実人数 「人日/月」は、1か月当りの延利用日数

※令和3年度及び4年度は各年度の平均利用実績、令和5年度は1月末までの平均利用実績、令和6年度から8年度は第7期計画の目標値

## 6. 発達障害のある人への支援

発達障害者等の早期発見・早期支援には発達障害者等及びその家族への支援が重要となります。

本市では健康推進課の子育て支援でペアレントトレーニングを実施していますので、その中で発達障害等の早期発見に努め、その後の適切な支援につなげます。

また、県が実施するペアレントトレーニングへの受講者については年間5人を見込んでおりますが、ペアレントメンターについてはハードルが高く受講者を見込んでいません。しかしながら、地域生活支援事業で実施している自発的活動における団体等とも連携・情報共有を図り、当事者等が集える機会の確保に努めます

### \*ペアレントトレーニングとは

子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得すること

### \*ペアレントプログラムとは

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを支援するプログラム

### \*ペアレントメンターとは

自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親

### \*ピアサポートとは

同じ症状や悩みを持ち、同じような立場にある仲間が、体験を語り合い、回復を目指す取組



(職員手話研修の風景)

## 第7章 地域生活支援事業

### 1. 基本的な考え方

地域生活支援事業においては、障害のある人及び障害のある児童が能力や適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域や利用者に応じて事業を効率的・効果的に実施することとします。障害のある人及び療育指導を必要とする児童の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず誰もが人格と個性を尊重し、安心して地域で暮らすことができる社会の実現に貢献することを目的とします。

### 2. 実施事業と見込み量

#### (1) 自発的活動支援事業

障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者（児）、その家族、地域住民等の地域における取組を、それぞれの障害の度合いに応じてきめ細やかに支援することにより自立した生活の実現をめざします。

障害者（児）やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等）に対して支援を行います。

	第6期計画期間 実績値			第7期計画期間 目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

※令和3年度及び4年度は各年度の実績、令和5年度は1月末までの実績、令和6年度から8年度は第7期計画の目標

#### (2) 相談支援事業

障害のある人や介助者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止や早期発見ができるよう関係機関との連携調整や権利擁護等の援助を行います。

障害者相談支援事業については、市内及び圏域内では土佐清水市社会福祉協議会相談支援事業所、ふくしねっと CoCo てらす相談支援事業所、相談支援事業所たいう、幡多希望の家相談支援センターの4か所で実施しています。近年、相談内容も多様化・複雑化してきておりますので、人員確保を含めて適正に事業実施できるよう関係機関と協議していきます。

### (3) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とします。令和2年度から本市に権利擁護センター「らいとはうす」が設置されましたので、連携・協力しながら取組を進めます。

計画期間中、1年あたりのサービス利用量を次のとおり見込むこととします。

(単位:件)	第6期計画期間 実績値			第7期計画期間 目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	0	2	1	1	1	1

※令和3年度及び4年度は各年度の実績値、令和5年度は1月末までの実績値、令和6年度から8年度は第7期計画の目標値

### (4) コミュニケーション支援事業

聴覚・言語機能・音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者等を派遣し、障害のある人とその他の人の意思疎通の円滑化を図ります。

令和2年度には土佐清水市手話言語条例を制定したことから、障害についての理解促進など幅広い事業展開を実施していきます。

手話通訳者の配置は難しいですが、これまでの実績も踏まえ計画期間中、1年あたり事業ごとのサービス利用量を次のとおり見込むこととします。

(単位:延べ人数)	第6期計画期間 実績値			第7期計画期間 目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員派遣	13	20	2	5	5	5
手話通訳者派遣	40	43	30	45	45	45
要約筆記者派遣	0	0	0	1	1	1

※令和3年度及び4年度は各年度の実績値、令和5年度は1月末までの実績値、令和6年度から8年度は第7期計画の目標値

### (5) 日常生活用具等給付事業

当該用具を必要とする重度の障害のある人に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。

これまでの実績からも前計画と大きな増減はないため、計画期間中、種別ごとのサービス利用量を次のとおり見込むこととします。

(単位:件)	第6期計画期間 実績値			第7期計画期間 目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	6	2	0	3	3	3
自立生活支援用具	2	1	3	2	2	2
在宅療養等支援用具	2	0	2	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	1	5	2	3	3	3
在宅改修費	1	0	0	1	1	1

※令和3年度及び4年度は各年度の実績値、令和5年度は1月末までの実績値、令和6年度から8年度は第7期計画の目標値

## (6) 移動支援事業

屋外での移動が困難で外出時に支援が必要と認められる人に対し、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進していきます。

今後、1人の新規利用見込みがあり、計画期間中のサービス利用量を次のとおり見込むこととします。

		第6期計画期間 実績値			第7期計画期間 目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人	1	1	1	2	2	2
延利用時間数	時間	75	59.25	53.75	80	80	80

※令和3年度及び4年度は各年度の実績値、令和5年度は1月末までの実績値、令和6年度から8年度は第7期計画の目標値

## (7) 地域活動支援センター事業

障害のある人に、日中活動の場として創作的活動または生産活動などの機会を提供するとともに、社会との交流の場を提供することにより地域生活支援を図ります。また、地域において雇用・就労が困難な在宅で生活している障害のある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスも行います。

これまでの実績からも前期計画と大きな増減はないため、計画期間中のサービス利用量を次のとおり見込むこととします。

		第6期計画期間 実績値			第7期計画期間 目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
利用見込者数	人	10.1	8.8	8.6	10	10	10

※令和3年度及び4年度は各年度の実績値、令和5年度は1月末までの実績値、令和6年度から8年度は第7期計画の目標値

## (8) 福祉ホーム事業

家庭環境や住宅事情などにより、居宅での生活が困難な障害のある人（常時の介護、医療を必要とする人を除く）を対象に、低額な料金で居室等の提供を行うとともに、日常生活に必要な援助を行うことにより、障害のある人の地域生活を支援します。

		第6期計画期間 実績値			第7期計画期間 目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
利用見込者数	人	6	6	6	6	6	6

※令和3年度及び4年度は各年度の実績値、令和5年度は1月末までの実績値、令和6年度から8年度は第7期計画の目標値

## (9) 訪問入浴サービス事業

在宅で重度の障害のある人に対し、自宅に訪問して入浴サービスを行うことにより、健康・清潔の保持、心身機能の維持向上を図ることを目的としています。

現在、訪問入浴サービス利用者は2人ですので、計画期間中のサービス利用量を次のとおり見込むこととします。

		第6期計画期間 実績値			第7期計画期間 目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
利用見込者数(述べ人数)	人	104	132	124	130	130	130

※令和3年度及び4年度は各年度の実績値、令和5年度は1月末までの実績値、令和6年度から8年度は第7期計画の目標値

## (10) 日中一時支援事業

日中において一時的に見守り等の支援を必要とする障害のある人に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等を行います。

また、療育指導の必要な児童の日中における活動の場を確保し、その児童の放課後支援を行うことで、家族の就労支援及び一時的な休息を提供します。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和3年度・4年度の実績はありませんが、今後のニーズを踏まえ、サービス利用を次のとおり見込むこととします。

(単位:人)	第6期計画期間 実績値			第7期計画期間 目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	0	0	1	5	5	5

※令和3年度及び4年度は各年度の実績値、令和5年度は1月末までの実績値、令和6年度から8年度は第7期計画の目標値



(スポーツ大会の風景)



## 資料編

### 土佐清水市地域自立支援協議会

#### (1) 土佐清水市地域自立支援協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）に規定する相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的役割を担う、土佐清水市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 相談支援事業の運営評価に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発、改善に関すること。
- (5) 相談支援機能強化事業の活用に関すること。
- (6) 障害福祉計画、障害者計画及び障害児計画の作成・具体化に関すること。
- (7) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、15人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱または任命する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育関係機関
- (5) 障害者関係団体
- (6) 行政関係者
- (7) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱または任命の日から3年とする。ただし再任は妨げないものとする。

2 委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を各1名を置くものとする。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を総括し、代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長の招集により必要に応じて開催するものとし、会長は会議の議長となる。

- 2 協議会は、2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 4 会長は、第2条に規定する委員のほか、会議の運営上必要な者の出席を求め、その説明または意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(作業部会の設置)

第7条 障害福祉に関するシステムづくりの調査、研究のため、地域自立支援協議会作業部会(以下「作業部会」という。)を置くことができる。

- 2 作業部会の運営については、第3条及び第4条の規定を準用する。

(事務局)

第8条 この協議会の事務局は、福祉事務所に置くものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

第4条の規定にかかわらず、この要綱施行後、最初の委員の任期は、委嘱または任命の日から平成21年3月31日までとする。

第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱施行後最初の協議会の招集は、市長が行う。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

## 土佐清水市地域自立支援協議会委員名簿

団体・機関名	役職名	氏名
清医会	会長	溝渕 敏水
土佐清水市教育委員会	教育長職務代理者	増田 百恵
土佐清水市社会福祉協議会	会長	横山 周次
土佐清水市地域包括支援センター	センター長	宮地 一豊
障害者支援施設太陽の家	施設長	藤本 利明
さんごはうす共同作業所	施設長	西川 英伸
ふくしねっとCoCoてらす	事務局長	西本 久美香
土佐清水市身体障害者連盟	会長	山田 隆子
土佐清水市知的障害者育成会	会長	倉松 豊行
土佐清水市精神保健家族会	休会中	
土佐清水市民生委員児童委員協議会	会長	平野 貴久
土佐清水市連合婦人会	会長	手島 千代子
幡多福祉保健所	健康障害課長	芝岡 美枝
土佐清水市健康推進課	課長	竹池 亮
土佐清水市福祉事務所	所長	岡田 哲治

ジョン万のふるさと土佐清水



## 第4期 土佐清水市障害者計画

【令和6年度～令和11年度】

## 第7期 土佐清水市障害福祉計画

## 第3期 土佐清水市障害児福祉計画

【令和6年度～令和8年度】

発行 土佐清水市福祉事務所

〒787-0392 高知県土佐清水市天神町11番2号

TEL:0880-82-1118/FAX:0880-87-9012